

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月13日

分任支出負担行為担当官
関東財務局千葉財務事務所長 大島 朗

記

1. 競争入札に付する事項等

- (1) 業務名称 国有財産の測量及び不動産分筆登記等業務（千葉県君津市久留里大和田）
- (2) 業務場所 千葉県君津市久留里大和田字前畑40番
- (3) 対象面積 439.66㎡
- (4) 業務期間 自 契約締結日
至 平成31年2月19日

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「土地家屋調査」又は「測量」の「C」等級に格付けされており、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第1号から第6号に定める業務を履行できる者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。

- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

- (6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 入札説明書の配布を受け、入札説明書に定める書類を後記4の(1)に記載した場所に提出し、入札参加資格が認められた者であること。

3. 入札心得書及び契約条項を示す場所

千葉県千葉市中央区椿森5丁目6番1号

関東財務局千葉財務事務所第1統括国有財産管理官

4. 入札手続等

(1) 入札説明書・仕様書等の配布及び参加申込み

場 所 千葉県千葉市中央区椿森5丁目6番1号

関東財務局千葉財務事務所第1統括国有財産管理官

期 間 平成30年9月13日(木)から

平成30年10月2日(火)まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く)

受付時間 午前9時00分から午前12時00分

及び午後1時00分から午後5時00分

備 考 郵送による入札説明書等の配布は行わない。

※ 上記2(1)～(7)に該当する者に限り配布する。

なお、配布を受けようとする者は、当局からの等級決定通知書(写)を持参すること。

(2) 入 札

場 所 千葉県千葉市中央区椿森5丁目6番1号

関東財務局千葉財務事務所 別棟2階第1会議室

日 時 平成30年10月9日(火)午前10時00分

(受付午前9時30分～午前9時55分)

(3) 開 札

入札締切り後、直ちに同場所で開札する。

5. 競争参加資格の確認

競争参加申込審査において、入札参加資格がないと認めた場合は、入札日の前日までに連絡する。

6. 現地説明

実施しない。

7. 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 入札価格

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする）。

9. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10. 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

11. 契約書作成の要否

作成を要する。

12. その他

その他不明な点については、関東財務局千葉財務事務所第1統括国有財産管理官に照会すること。

電話 043-251-7814（ダイヤルイン）